

大田区立梅田小学校

いじめ防止基本方針

令和3年9月 改訂

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下「法」という）第12条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年条例第18号 以下「条例」という）第11条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日 東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するために「大田区立梅田小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1 梅田小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業や学級指導等を通じて、児童がいじめについて深く考え方理解するための取組を充実するとともに、いじめは絶対許されないことであることを自覚するように促す。

2 いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す。

3 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための取組やいじめの解決に向けた行動を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするために、大田区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）、「東京といじめ防止対策推進基本の方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）、「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実や外部研修等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・ インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 個人面談や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・児童の発するいじめに関するサイン等、気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないかきめ細かく把握するよう努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期の実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会を活用し、いじめに関する情報を全教職員で共有する。
- ・児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを指導する。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校だよりや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・教職員は、法第28条第1項に規定されている※「重大事態」の定義と解釈の内容を確認し理解する。
- ※ 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ※ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。